平成２３年（フ）第５４８５号
東京都調布市緑ケ丘１丁目32―22
破産者　大村　義英
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４７号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町33番地
破産者　株式会社高商ライン
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４９号
東京都葛飾区金町２丁目29―４―602
破産者　鈴木　光陽
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５５号
東京都千代田区神田駿河台２―２　フルノートビル１Ｆ
破産者　有限会社オフイスイング
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５５６号
東京都中野区中央２丁目31―３―201
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６７号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―５―515
破産者　川上　照美
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６２１号
東京都渋谷区桜丘町10番６号竹田ビル203
破産者　有限会社エムティユー・ノジ
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６２２号
東京都渋谷区笹塚２丁目17―２―102
破産者　工藤　典子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６３３号
東京都港区海岸３丁目８番17―1001号
破産者　有限会社濱崎一級建築士事務所
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６３４号
東京都港区海岸３丁目８―17―1001
破産者　濱崎　賢二
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６３５号
東京都港区海岸３丁目８―17―1001
破産者　濱崎由美子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６６５号
東京都町田市鶴間1870―１―403
破産者　北條　喜啓
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１８号
東京都江東区亀戸６丁目22番７号
破産者　有限会社遠藤興業
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７４６号
東京都調布市若葉町２丁目１番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区勝どき２丁目13番５―304号
破産者　有限会社ヴォン
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７４７号
埼玉県熊谷市玉井1468―９　アルカディアⅠ―1104、開始決定時の住所東京都調布市仙川町２丁目12―８―502
破産者　近江美代子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７６３号
埼玉県狭山市大字堀兼字月見台845の１番地
破産者　ツナシマ美装工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７７３号
東京都千代田区紀尾井町３番33号
破産者　株式会社アイランド・リバー
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７７５号
千葉県館山市沼138―16
破産者　川島トヨ子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８３号
東京都中央区日本橋本町１―８―３　テラス日本橋301、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区大手町２丁目６番２号　日本ビル
破産者　ライトスピード株式会社
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８４号
東京都港区南麻布２丁目９―24
破産者　方波見　豊
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５３号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目27―34
破産者　江藤　義昭
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７５号
東京都三鷹市北野１丁目４番６号
破産者　有限会社ポップアート
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部